

## 御影堂から見真額を下げることを求める請願

先の宗祖親鸞聖人七百回忌法要を勝縁として展開された真宗同朋会運動には、「真宗同朋会とは、純粹なる信仰運動である」（『真宗』1962年12月号）と謳われ、「それは人類に捧げる教団である。世界中の人間の真の幸福を開かんとする運動である」（同前）という感動的な宣言がなされています。

同朋会運動が「純粹なる信仰運動」たりえるのは、同朋会運動を通して、教団問題、差別問題、靖国問題などをはじめとして、この身この世の様々な課題があきらかになり、それらの課題を自覚自証するべく向き合おうとしてきた歩みがあってこそだからです。それは、大谷派という宗門が、宗門内外から問われる課題に向き合い、「こんな宗門のあり方でいいのか」と自ら問おうとした教団の歴史です。懸案である見真額の問題も、その歩みと軌を一にするものであります。

真宗大谷派宗憲前文には「わが宗門の至純なる伝統は、教法の象徴たる宗祖聖人の真影を帰依処として教法を聞信し、教法を生きる同朋によって保持されてきたのである」と明記されています。宗祖の御真影を「教法の象徴」とし、「帰依処」とすることは、宗祖と同じ教法を朋に生きていくということです。宗祖と同じ教法をともに生きているにもかかわらず、国家から与えられた「見真」の諡号を御真影とともに掲げ続ける事は、教法という宗教的権威を超えた国家的権威の付与を私たちが認めた事を意味します。

このまま見真額が掲げ続けられるという事は、宗憲に示されるような「教法を聞信し、教法を生きる」生き方を教団自らが否定し、「国家が教法を認めたから、聞信することができる」という卑屈な信仰態度を表明し続けることであるといえるのではないのでしょうか。宗憲に、真宗本廟は「本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場」と謳われていますが、その崇敬の中心に見真額があるということは、願生浄土という尊い姿がそのまま世間の権威を崇敬し、礼拝する姿をつくりだしていることとなります。それでは「教法宣布の根本道場」ではなく、親鸞聖人の教えに背く場になってしまうのではないのでしょうか。

すでに、宗憲改正が行われた1981年、「見真大師」の名称を使用しないことが決定され、大師堂・大師堂門という名称もそれぞれに、本来の御影堂・御影堂門という名称に改められました。2001年には授与物の「見真大師」と「慧灯大師」の名称使用が取りやめられています。今、「見真額」をおろせない理由がどこにあるのでしょうか。

2011年に勤修された宗祖親鸞聖人七百五十回忌法要に前後して、「見真額」をめぐる宗門の議論がなされています。「見真額」に関する学習資料集『「大師号」と「勅額」』が教学研究所から発行され、「見真額」をかけるにいたる宗門をとりまく時代状況等の歴史的考察がなされたことは、一応の成果といえます。しかしながら、「教えのもとに自立する教団であることを願いつつも、大きな矛盾を抱えてきた」宗門（第60回宗議会内局答弁）であることを認識しながら、単に時代状況の問題にしてしまうことは、宗祖のいただかれた教法を形骸化させてしまうことに他なりません。歴史を学び、理解することは大切ですが、本願に生きる者として私たちの生活が変わっていくことがなければ、学びもむなしいものにしかありません。その意味で、御遠忌を終えた今、問われるべきは、「あるべき宗門の姿」ではないのでしょうか。

なお、「見真額」を下げた場合、宗門として歴史を学び、課題を共有するために常設展示する場を設置する必要があることを申し添えて、ここに「御影堂から見真額を下げることを求める請願」をいたします。

宗議会議長 殿

2015年5月25日

請願者 藤島 直